

都立広尾病院事件以降の 医療安全を巡る動向

～医療事故の発生予防、再発防止への
取り組みの具体例～

2009. 3. 1
弁護士 有泉 勲

1

1999年に起きた二つの医療事故

1月11日 横浜市立大学病院事件
(患者取り違い事故)

2月11日 都立広尾病院事件



「医療事故防止」

日本の医療政策の課題としてクローズアップ

2

2001年3月

その最も早い時期における成果

国立大学医学部附属病院長会議の報告
－「医療事故防止のための安全管理体制の確立に向けて」－
「医療事故はあってはならないもの」というドグマを退け、
「人は過ちを犯すもの」という現状認識を前提



医療事故防止対策を提唱
【患者・家族への対応】
誠実で速やかな事実の説明
心情に対する適切な配慮
素直な謝罪の言葉は極めて重要



その後の議論に大きな影響を与えた。

3

2002年

厚労省医療安全対策会議の報告

「医療安全推進総合対策～医療事故を未然に防止するために」
医療安全の確保が国の責務であるとの考え方を示した点で画期的



医療機関における医療安全確保の体制整備等を目的として

医療法施行規則が改正された

4

2004年4月

日本内科学会、日本外科学会、 日本病理学会及び日本医学会の共同声明

「診療行為に関連した患者死亡の届出について
～中立的専門機関の創設に向けて～」



2004年9月 日本医学会加盟の主な19学会の共同声明



医療の安全と信頼の向上のためには、予期しない患者死亡
が発生した場合や、診療行為に関連して患者死亡が発生し
たすべての場合について、中立的専門機関に届出を行う制
度を可及的速やかに確立すべきである。

5

2004年10月

財団法人医療機能評価機構 の医療事故情報収集等事業

「医療法施行規則の一部を改正する省令」公布
(2004年9月21日付厚生労働省令133号)



日本医療機能評価機構が厚生労働大臣の登録を受け、
事故等分析事業を行う登録分析機関となった

6

2005年9月

診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業



死因究明及び再発防止を最大の目的
中立的な立場で解剖、分析、検証



現在、このモデル事業を踏まえて、仮称「医療安全調査委員会」による診療行為関連死の死因究明制度の議論が行われている。

7

2006年

福島県立大野病院事件：執刀医の逮捕・起訴 (帝王切開手術を受けた産婦が死亡した事件)

2月18日 福島県警は、手術を執刀した医師を業務上過失致死と医師法に定める異状死の届出義務違反の疑いで逮捕

3月10日 福島地方裁判所に起訴 (3月14日保釈)



医療界に大きな衝撃



検察：求刑 禁固1年 罰金10万円



2008年8月20日 判決 無罪

8

2006年6月

医療制度改革に関する国会審議

第三者機関による調査、紛争解決の仕組み等について必要な検討を行うとの附帯決議

9

2006年6月

医療法改正

第3章に「医療の安全の確保」が新設された



患者の視点に立った、安全・安心で質の高い医療が受けられる体制の構築を目指す

10

2007年3月

厚生労働省

「診療行為に関連した死亡の死因究明等のあり方に関する課題と検討の方向性」を示す

診療関連死の死因究明の仕組みや届出のあり方等について、課題と検討の方向性を提示



2007年 4月20日～08年12月1日

「診療行為に関連した死亡に係る死因究明等の在り方に関する検討会」
17回開催

11

2007年10月

厚生労働省

「診療行為に関連した死亡の死因究明等の在り方に関する試案－第二次試案－」

12

2007年12月

自由民主党医療紛争処理のあり方検討会（2006年9月設置）



「診療行為にかかる死因究明制度等について」
と題する報告書発表

新制度の骨格
医療安全調査委員会（仮称）を創設することを提唱

13

2008年4月

厚生労働省 第三次試案

「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案—第三次試案—」

14

2008年6月

民主党案

「医療に係る情報の提供、相談支援及び紛争の適正な解決の促進並びに医療事故等の再発防止のための医療法等の一部を改正する法律（仮称）案骨子試案」（通称・患者支援法案）

「医療事故等による死亡等
（高度障害等を含む）の原因究明制度（案）」

15

2008年6月

厚生労働省

「医療安全調査委員会設置法案（仮称）大綱案」



医療安全調査委員会（仮称）の設計と医療事故死亡事例の原因究明・再発防止等のあり方がほぼ明らかとなるが、依然として第三者機関の創設とその運営のあり方について検討中の模様

16

2009年1月

産科無過失補償制度創設

目的

脳性麻痺で出生した児及びその家族の経済的負担軽減
事故原因の分析を行い、将来の同種事故防止に役立てる



原因分析委員会を設置

17